

令和5年8月24日

市政記者クラブ 様

中区区政部市民課  
担当：松本（265-2230）

### 印鑑登録証明書の誤交付について

このたび、中区市民課において、下記のとおり印鑑登録証明書の誤交付がありましたのでご報告いたします。

#### 記

#### 1 発生年月日

- ・令和5年8月23日（水）

#### 2 概要

- ・令和5年8月23日（水）午前10時半頃、市民課窓口においてAさんから印鑑登録証明書等の交付申請があった。
- ・所定の手順どおりに作成、交付したAさんの印鑑登録証明書等において、住所に一部不備があったため再作成の上、差し替えをすることとした。
- ・職員がAさんの印鑑登録証明書を再作成する際に、誤って別人Bさんの印鑑登録証明書を発行し、これを交付してしまった。
- ・同日午後1時50分頃、Aさんから「受け取った証明書のうち、印鑑登録証明書が別人のものであるように思われる」旨の電話連絡があり、状況を確認した結果、誤交付があったことが発覚した。

#### 3 漏えいした個人情報

- ・Bさんの氏名、生年月日、住所、印影

#### 4 対応

- ・Aさんに謝罪をしたうえでBさんの印鑑登録証明書を回収し、正しいAさんの印鑑登録証明書をお渡しした。
- ・Bさんのご家族に電話で謝罪し、後日Bさん本人に謝罪をする予定である。

#### 5 原因

- ・証明書を再作成、再交付した際に、再度行うべき点検が不十分であったため。

#### 6 再発防止策

- ・証明書の作成から交付までの各工程における点検を確実に行う。
- ・証明書の交付の際に職員から申請者に対し、申請内容と交付する証明書に相違が無いか、声かけ及び指差ししながら相互に確認した上で交付することを徹底する。
- ・今回の事態を重く受け止め、市民課職員全員に個人情報保護の重要性について改めて注意喚起するとともに、決められた手順を遵守することを徹底する。